地域の景観づくりはわたしたちの手で



看護大学周辺地域景観形成住民協定(駒ケ根市)



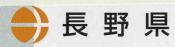
花とアルプス一望の里景観形成住民協定(池田町)



福島町景観形成住民協定(須坂市)

みんなで進めよう個性と魅力 あふれる地域の景観づくり

(このしおりの内容をお知りになりたい場合は、建築指導課景観係までお問い合せください。)



平成19年度 屋外広告物条例及び同条例施行規則の改正状況

資料 - 12

屋外広告物条例一部改正 新旧対照表 (平成20年1月1日施行分)

屋外広告物条例

改 正 後	改正前
(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等) 第23条の2 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の 制定及び改廃に関する事務は、 <u>飯田市及び小布施町</u> が処理することとする。 2 <u>飯田市及び小布施町</u> の区域については、第2章及び第2章の2の規定は、 適用しない。	(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等) 第23条の2 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の 制定及び改廃に関する事務は、 <u>小布施町</u> が処理することとする。 2 <u>小布施町</u> の区域については、第2章及び第2章の2の規定は、適用しない。

屋外広告物条例施行規則一部改正 新旧対照表 (平成19年11月1日、平成20年1月1日施行分)

屋外広告物条例施行規則

改 正 後	改正前
第2章 屋外広告物の制限	第2章 屋外広告物の制限
(屋外広告物表示禁止物件)	(屋外広告物表示禁止物件)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 条例 <u>第2条第1項第9号</u> の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおり	2 条例 <u>第2条第1項第8号</u> の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおり
とする。	とする。
(1)(略)	(1) (略)
(登録簿の閲覧)	(登録簿の閲覧)
第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、 <u>長野県住宅部建築管理課</u> とする。	第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、 <u>長野県企画局土地・景観課</u> とする。
2 (略)	2 (略)

(別表第2)(第4条関係) 屋外広告物禁止地域

接紛	接続する道路等		
種類及び名称	X	冒	· 範 囲
高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野 から上り線座 ングエリア終 座光寺172番の で	光寺パーキ 点(飯田市	両側各500メートル以内
	一般国道1535 する地点(飯 番の5地先) トンネル東口 阿智村智里34 先)まで	田市山本488 から恵那山 (下伊那郡	両側各500メートル以内 及び恵那山トンネル東 口からトンネルに向か って500メートル以内
			;
一般国道18号	一般国道18号 (上田市大字 堰170番の3地 田市と埴科郡 境界まで(バ	上塩尻字横 b先)から <u>上</u> 坂城町との	両側各100メートル以内

(別表第2)(第4条関係) 屋外広告物禁止地域

接線	接続する道路等		
種類及び名称	X	間	範囲
高速自動車国道中 央自動車道西宮線	山梨県と長野から恵那山ト (下伊那郡) 3436番の3地が	ンネル東口 可智村智里	西側各500メートル以内 及び恵那山トンネル東 口からトンネルに向か って500メートル以内
 ≈ 	 	2	
一般国道18号	一般国道18号 (上田市大字 堰170番の3地 般国道143号と で(バイパス	上塩尻字横 先)から <u>一</u> の交差点ま	両側各100メートル以内
≈ ≅	÷		÷

		l
県道姥神奈良井線	一般国道361号との交差点から塩尻市道川入東線との交差点まで	両側各100メートル以内
	塩尻市道川入東線との交差点から一般国道19号と の交差点まで	一般国道19号との交差 点に向かって左側100メ ートル以内及び右側一 級河川奈良井川まで
<u>県道あづみの公園</u> <u>大町線</u>	起点から一般国道147号と の交差点まで	両側各100メートル以内
= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	=	:
上田市道丸子北御 牧線	県道別所丸子線との交差 点(上田市御嶽堂2403番 3地先)から上田市と東 御市との境界まで	両側各100メートル以内

県道姥神奈良井線	一般国道361号との交差点 から塩尻市道川入東線と の交差点まで	両側各100メートル以内	
	塩尻市道川入東線との交 差点から一般国道19号と の交差点まで	一般国道19号との交差 点に向かって左側100メ ートル以内及び右側一 級河川奈良井川まで	
~ ~ ~	÷ ;	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	
上田市道丸子北御 牧線	県道別所丸子線との交差 点(上田市御嶽堂2403番 3地先)から上田市と東 御市との境界まで	両側各100メートル以内	
<u>飯田市道1 - 40大</u> 明神横線	飯田市道山本184号線との 交差点から飯田市道1-36 請地線との交差点まで	飯田市道 1 - 36請地線 との交差点に向かって 左側500メートル以内及 び右側100メートル以内	
<u>飯田市道山本98号</u> <u>線</u>	飯田市道 2 - 31観音沢線 との交差点から飯田市道 山本184号線との交差点ま で	飯田市道山本184号線と の交差点に向かって左 側500メートル以内及び 右側100メートル以内	

\ ≈ \	<u>.</u> 	
大町市道泉36号線	県道有明大町線との交差 点から県道槍ヶ岳線との 交差点まで	両側各300メートル以内
<u>大町市道大崎西原</u> <u>線</u>	大町市道常盤西線との交 差点から終点まで	西側各100メートル以 内。ただし、国営アル プスあづみの公園の区 域を除く。
≈ :	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	÷ ≈

(備考) (略)

飯田市道伊賀良514 号線	飯田市道1-36請地線と の交差点から飯田市道鼎 278号線との交差点まで	飯田市道鼎278号線との 交差点に向かって左側 500メートル以内及び右 側100メートル以内
<u>飯田市道鼎370号</u> 線	飯田市道1 - 27大休妙琴 線との交差点から飯田市 道鼎278号線との交差点ま で	飯田市道鼎278号線との 交差点に向かって左側 100メートル以内及び右 側500メートル以内
<u> </u>		
大町市道泉36号線	県道有明大町線との交差 点から県道槍ヶ岳線との 交差点まで	両側各300メートル以内
		≈ ≈
Ī	İ	i l

(備考) (略)

(別表第3)(第9条関係) 屋外広告物許可地域

接続する道路等			範 囲
種類及び名称	X	間	即 出
高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野県 から上り線座光 ングエリア終点 座光寺172番の 2 で	<u>寺パーキ</u> (飯田市	両側各1,000メートル以 内及び駒ケ根市の区域 のうち上伊那郡宮田村 に向かって左側1,000メ ートルを超え、中央ア ルプス県立公園との境 界まで
	一般国道153号と する地点(飯田i 番の5地先)か トンネル東口(阿智村智里3436 先)まで	市山本488 ら恵那山 下伊那郡	<u>両側各1,000メートル以</u> 内及び恵那山トンネル 東口からトンネルに向 かって1,000メートル以 内
 ≈ 	 	 	

(別表第3)(第9条関係) 屋外広告物許可地域

接続する道路等			である道路等 	
種類及び名称	X	間	即四四	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	から恵那山ト	阿智村智里	両側各1,000メートル以 内及び恵那山トンネル 東口からトンネルに向 かって1,000メートル以 内並びに駒ケ根市の区 域のうち上伊那郡宮田 村に向かって左側1,000 メートルを超え、中央 アルプス県立公園との 境界まで	
 = 	 	2	 	

(別表第4)(第9条関係) 屋外広告物許可地域

	接続する道路等			範	囲
租	類及び名称	区	間	半년	Щ
 ≈ 		:			
岡谷	·駅前広場	下諏訪辰野線(昭和54年 長野県告示第588号で告示された岡谷都市計画道路 3・4・9下諏訪辰野線) の起点付近		約5,200平方 広場及びこれ る20メートル	れに接続す
 		:		<u> </u>	

(別表第4)(第9条関係) 屋外広告物許可地域

	接続する道路等			範 囲
	種類及び名称	X	間	型
 	: :	<u> </u>	2	
	岡谷駅前広場	長野県告示第 された岡谷都	泉(昭和54年 5588号で告示 『市計画道路 『諏訪辰野線)	約5,200平方メートルの 広場及びこれに接続す る20メートル以内
	飯田駅前広場	中央通り線(昭和54年長野県告示第743号で告示された飯田市都市計画道路3・4・7中央通り線)の起点付近		約8,590平方メートルの 広場及びこれに接続す る20メートル以内
~	: :		2	÷ :

屋外広告物条例施行規則一部改正 新旧対照表 (平成20年3月31日施行分)

屋外広告物条例施行規則

改 正 後	改正前
(登録簿の閲覧)	(登録簿の閲覧)
第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、 <u>長野県建設部建築指導課</u> とする。	第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、 <u>長野県住宅部建築管理課</u> とする。
2 (略)	2 (略)